

問25 掃除機を購入したところ、当該掃除機が届けられた際に健康食品のサンプルが同封されており、当該掃除機の売買契約の中には、消費者が、健康食品の継続購入が不要であるという電話をしない限り、今後、当該健康食品を継続的に購入する契約を締結したものとみなすという契約条項が含まれていたという事例については、消費者契約法第10条の第一要件の例示に該当するですか。

(答)

このような契約条項は、消費者が積極的な行為をしていないにもかかわらず、当該消費者が新たな消費者契約を締結したものとみなすものであり、消費者契約法第10条の第一要件の例示に該当すると考えられます^(注)。

(注) 消費者契約法第10条の第一要件の例示に該当する他の契約条項としては、例えば、ウォーターサーバーのレンタルと水の宅配の契約に関する無料お試しキャンペーンの規約の中に、無料お試し期間中に、貸出しを受けた全てのレンタル商品が返却されなかつた場合は、新たな有料の契約に自動的に移行するという契約条項が含まれていたという事例が挙げられます。